

議案第 68 号

藤岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 9 月 4 日提出

**平成 30 年 9 月 4 日可決**

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者

第 11 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。